

令和6年6月20日

令和6年度独立行政法人労働政策研究・研修機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取り組みの推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和6年度独立行政法人労働政策研究・研修機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 当機構における令和5年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は49件、契約金額は261百万円である。このうち、競争性のある契約は28件(57.1%)、150百万円(57.5%)、競争性のない随意契約は21件(42.9%)、110百万円(42.5%)となっている。

令和4年度と比較して、競争性のない随意契約は、件数で1件、金額で0.5百万円(各々△16.0%、△0.4%)減少となりほぼ同水準となった。

また、令和4年度と比較して、競争入札が件数、金額ともに減少しているが、これは令和4年度の中には、「労働大学校施設・設備管理業務の委託」等1件当たりの契約額が高額な案件で、複数年契約したものが11件、481百万円含まれていることが大きな理由である。

表1 令和5年度の独立行政法人労働政策研究・研修機構の調達全体像 (単位: 件、百万円)

	令和4年度		令和5年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(63.8%) 44	(85.7%) 670	(57.1%) 28	(57.5%) 150	(△36.4%) △16	(△77.6%) △520
企画競争・公募	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0
競争性のある契約(小計)	(63.8%) 44	(85.7%) 670	(57.1%) 28	(57.5%) 150	(△36.4%) △16	(△77.6%) △520
競争性のない随意契約	(36.2%) 25	(14.3%) 111	(42.9%) 21	(42.5%) 110	(△16.0%) △4	(△0.4%) △0
合 計	(100%) 69	(100%) 781	(100%) 49	(100%) 261	(△29.0%) △20	(△66.6%) △520

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。

(2) 当機構における令和5年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は2件(7.1%)、契約金額は12百万円(7.9%)である。

令和4年度と比較して、一者応札・応募は件数で1件(33.3%)、金額で74百万円(86.2%)減少しているが、これは令和4年度の中に複数年契約である「電気の調達」(45百万円)及び「会計監査人監査業務」(27百万円)が含まれていることが大きな理由である。

表2 令和5年度の労働政策研究・研修機構の一者応札・応募状況 (単位: 件、百万円)

		令和4年度	令和5年度	比較増△減
2者以上	件数	41 (93.2%)	26 (92.9%)	△15 (△36.6%)
	金額	584 (87.2%)	139 (92.1%)	△446 (△76.3%)
1者以下	件数	3 (6.8%)	2 (7.1%)	△1 (△33.3%)
	金額	86 (12.8%)	12 (7.9%)	△74 (△86.2%)
合 計	件数	44 (100%)	28 (100%)	△16 (△36.4%)
	金額	670 (100%)	150 (100%)	△520 (△77.6%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和6年度においては、以下について重点的に調達等の合理化に取り組むこととする。

＜一者応札・応募の見直し＞

令和4年度からの第5期中期目標期間においては前期実績平均(5.2件)以下にする取り組みを進めることとなっていることから、今後も一者応札を最小限に留めるため、引き続き、以下の取り組みを実施していく。

- ①競争性を高めるため、事業者の入札参加への意欲を促進させる取り組みとして、年間の調達予定情報をホームページに公開し、年4回更新する。
- ②入札説明書を受理したものの入札参加を辞退した事業者に対し、引き続きヒアリングによる辞退理由の把握に努め、その要因分析に努める。
- ③令和5年度に一者応札・応募となった類似の調達について、事業者の事前準備期間を確保するため入札公告開始時期を早め、また必要に応じて通常より余裕を持たせた公告期間とする。
- ④入札参加資格を満たす事業者に対し積極的な情報提供を行い入札参加を勧奨する。
- ⑤入札前に一者応札が見込まれ、再度の公告により複数の応札者が見込まれる場合には、再度の公告を行う。
- ⑥仕様書については、過度に厳しい条件が事業者の入札参加の阻害要因となっていないか、また物価の上昇による調達環境への影響等を確認する等、仕様書の各事項と調達案件の妥当性を精査し、仕様書の実効性を高めていく。

※本計画の実施にあたり、中小企業者の受注の機会の増大を図ることを目的とした官公需法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律等の諸施策との整合性に留意することとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制

随意契約(少額随意契約を除く)を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置されている随意契約等審査委員会に報告し、会計規程における「随意契約によることができる場合」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の必要により競争に付することができない案件で止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取り組み

預け金といった経費の不適正支出の温床となり得る可能性のある主な単価契約について、発注に際しては、引き続き調達要求課室の担当者及び管理者のみならず、調達担当課長の決裁を得ることにより、調達手続において牽制効果を発揮させるものとする。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事(管理担当)を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、特に新規の随意契約に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を引き続き公表するものとする。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、労働政策研究・研修機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取り組みの追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。